

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	建築設備・内装材等	建設設備・内装材等の取り外し 有り 無し
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有り 無し
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有り 無し
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有り 無し
	その他 ()	その他の取り壊し 有り 無し
		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
		手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
		手作業 手作業・機械作業の併用
		手作業 手作業・機械作業の併用
		手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

円(税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙1のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

円(税込)

